

制 度 名	多子世帯保育料軽減事業費補助	主管課名	子ども未来課 企画・幼稚園 G		
		問合せ先	029-301-3252		
目的・趣旨	働きながら子育てをしていくうえで、保育料の負担が大きい世帯に対する経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを進める。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対 象 者 (1) 第3子以降で3歳未満児（所得制限無し） (2) 第2子で3歳未満児（国が定める利用者負担上限額基準の第4～5階層世帯（世帯年収約360～640万円）） ・ 助成内容 公立・私立認可保育所，認定こども園、地域型保育事業の保育料を軽減する市町村に対しての助成 ※市町村が対象者（1）の保育料を無償化、（2）の保育料を全額負担から半額へ軽減する場合 ・ そ の 他 国の制度において、平成28年度から世帯年収約360万円未満について第2子は半額、第3子以降は無償化を実施 また、世帯年収約360万円以上は同時入所の場合に限り適用 <p>[対象経費] 保育料の助成に係る経費</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
事業費補助		—	1/2	1/2	—
〔3年度当初予算額〕 573,314千円		〔3年度補助対象団体〕 令和3年9月頃決定予定			
〔備考〕					